

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (46) 単位 要介護2 (529) 単位 要介護3 (596) 単位 要介護4 (663) 単位 要介護5 (729) 単位		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (700) 単位 要介護2 (825) 単位 要介護3 (950) 単位 要介護4 (1,074) 単位 要介護5 (1,199) 単位											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (809) 単位 要介護2 (951) 単位 要介護3 (1,100) 単位 要介護4 (1,248) 単位 要介護5 (1,396) 単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (400) 単位 要介護2 (457) 単位 要介護3 (514) 単位 要介護4 (571) 単位 要介護5 (628) 単位		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (602) 単位 要介護2 (708) 単位 要介護3 (814) 単位 要介護4 (920) 単位 要介護5 (1,026) 単位											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (690) 単位 要介護2 (811) 単位 要介護3 (937) 単位 要介護4 (1,063) 単位 要介護5 (1,188) 単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (393) 単位 要介護2 (449) 単位 要介護3 (505) 単位 要介護4 (561) 単位 要介護5 (617) 単位	×70/100	×70/100	×70/100								
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (592) 単位 要介護2 (696) 単位 要介護3 (800) 単位 要介護4 (904) 単位 要介護5 (1,009) 単位											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (678) 単位 要介護2 (797) 単位 要介護3 (921) 単位 要介護4 (1,045) 単位 要介護5 (1,168) 単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (389) 単位 要介護2 (437) 単位 要介護3 (492) 単位 要介護4 (546) 単位 要介護5 (601) 単位		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (576) 単位 要介護2 (678) 単位 要介護3 (779) 単位 要介護4 (880) 単位 要介護5 (982) 単位											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (660) 単位 要介護2 (776) 単位 要介護3 (897) 単位 要介護4 (1,017) 単位 要介護5 (1,137) 単位				9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ホ 療養型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満	(1,000単位)											
	(2) 6時間以上8時間未満	(1,500単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)												
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												
注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計													
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目													